

事務連絡  
平成20年9月19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

輸入鯨肉の取扱いについて

標記については、平成20年6月5日付け事務連絡によりお知らせしているところですが、今後、鯨肉の輸入届出がなされた際は、平成20年度輸入食品等モニタリング計画（平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）別添のIIに基づき、残留農薬（区分：水産食品）、水銀及びP C B（区分：魚介類）に係るモニタリング検査を実施するようお願いします。

また、輸入届出は個体毎に行われることから、その全届出について上記に示すモニタリング検査を実施されるようお願いします。

なお、水銀及びP C Bに係る検査については、水産庁より輸入者に対して、登録検査機関における輸入時の自主検査の実施が指導されており、輸入者から当該検査結果が提出される場合は、水銀及びP C Bに係るモニタリング検査を省略して差し支えないこととします。

なお、平成20年6月5日付け事務連絡は廃止します。